

令和 6 年度補正予算 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

(商用車等の電動化促進事業 (トラック))

車両の補助申請について

〔補助金をお早めにお受けいただくためのご注意事項〕

(2025. 11. 17)

一般財団法人環境優良車普及機構 補助金執行部

車両の補助金申請につきまして現在、繁忙期となっておりますので、下記ご確認の上お早めに交付申請書・完了実績報告書のご提出をお願い申し上げます。

記

1) これから補助金申請を予定される申請者様

- ①補助申請の車両は令和 8 年 1 月 30 日 (金) までに新規登録 (新規検査) が可能か販売店へご確認ください。(令和 8 年 2 月以降の新規登録 (新規検査) は補助対象外です)
- ②上記、登録期間内に「新規登録 (新規検査)」が可能な場合は至急「[交付申請書](#)」をご提出ください。(「[交付申請書](#)」の受付は令和 8 年 1 月 30 日到着分までです、令和 8 年 1 月 31 日以降の到着書類は受付出来ません)
- ③書類審査時、当方から問い合わせを行う場合、申請書類に記載のメールアドレスを利用いたしますので当方からのメールがご確認可能な設定にしてください。
- ④交付申請書類の審査が完了いたしますと「交付決定通知書」を送信いたしますので届きましたら「完了実績報告書類」のご提出が必要となります。

2) 交付申請書類を提出し「交付決定通知書」が届いている申請者様

- ①「新規登録 (新規検査)」が完了していましたら至急「[完了実績報告書](#)」をご提出ください。
- ②交付申請時同様、書類審査での問い合わせは申請書類に記載のメールアドレスを利用いたします。
- ③車両代金の一部を「[クレジットカードにてお支払い](#)」の場合、クレジットカード会社から車両販売店へ、その金額が振り込まれた証憑 (証) のご提出が必要となります。
「完了実績報告書」のご提出期間内に証憑が提示できない場合、申請書類の不足となり補助事業は未完と判断いたしますのでご注意ください。
- ④「[完了実績報告書](#)」のご提出締め切りは令和 8 年 2 月 13 日必着となっておりますので、遅滞なき様、ご注意ください。(令和 8 年 2 月 14 日以降の到着書類は受付出来ません)

・ [令和 7 年度事業 : 完了実績報告書の提出について](#)

3) その他

- ①補助金申請者は申請書類を 5 年間保管する義務があります。(交付規程 P4 第 8 条八項参照)
- ②車両登録後は「走行データ」の提出義務があります。(交付規程 P7 第 16 条参照)
- ③車両の使用期間 (財産処分の制限) を順守してください。(交付規程 P4 第 8 条十四項参照)

・ [令和 6 年度 \(補正予算\) 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 \(商用車等の電動化促進事業 \(トラック\)\) 交付規程](#)

以 上